

同 志 社 大 学

2014 年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2015 年 3 月 16 日提出

所 属	職 名	氏 名
高等研究教育機構	准教授	岩坂 将充
研 究 題 目	トルコの「民主化」過程における司法の役割	
研 究 成 果 の 概 要	<p>本研究題目では、司法、特に憲法裁判所が 2000 年代に生じたトルコの「民主化」においてどのような役割を果たしたのかについて、特に文献調査や裁判所判決文の分析、インタビュー調査を中心に制度面についての研究に取り組んだ。具体的には、2014 年 8 月・10 月および 2015 年 2 月に現地調査を行うことで、これら制度の把握と生じた事象の整理につとめた。</p> <p>こうした調査・分析によって、以下のようなことが明らかとなった。①1980 年クーデタから 2000 年代にかけての憲法裁判所は、大統領の裁判官任命権を通して軍によってコントロールされていた、②しかし一方で裁判官自身は EU をはじめとする欧米の法曹界と教育・研修を通して結びついてきた、③軍の政治的影響力が減退し大統領が文民化したことで憲法裁判所は軍から自律した。これら 3 つの段階を明確にできたことは、本研究題目における重要な成果である。</p> <p>また、具体的な研究成果としては、2014 年 6 月に東京大学本郷キャンパスにて開催された日本比較政治学会にて、自由企画「中東イスラーム諸国の『民主化』過程における憲法裁判所の役割」を企画し、その中で「トルコにおける『民主化』と憲法裁判所一体移行と正統性付与の観点から」と題した学会報告を行った。また、2014 年 8 月にトルコ・中東工科大学にて開催された第 4 回世界中東学会 (WOCMES) においても、「Civilianization Process of Politics and Democratization in Turkey」と題した学会報告を行った。さらに、研究成果の一部は、日本国際政治学会による学会誌『国際政治』第 178 号 (2014 年 11 月) に、「トルコにおける『民主化』の手法—文民化過程にみる『制度』と『思想』の相互作用」として発表した。</p>	